

第5 4回情報公開審査会 質疑応答に関する回答について

第5 4回情報公開審査会にてご質問をいただきました次の事項につきまして、取り扱いの状況を報告いたします。

(行政管理課文書法規係)

質疑 1

任意で行政情報を公開する情報提供について、対象となる具体的基準は設けられているか。

回答 1

まず、情報公開条例第16条において、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、情報提供及び情報公開施策の拡充を図り、市政に関するわかりやすい情報を市民が容易に得られるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」と規定されています。

この規定の運用として、情報提供の対象となるものは、以下のような例がございます。

- 1 一般に周知することを目的として実施機関が作成した刊行物、冊子、資料、図画、写真等
- 2 国等又は法人等若しくは個人から取得した前号に類する情報
- 3 公表制度により公表された条例、規則、告示等

一方、実施状況報告書（76ページ）で記載した「情報提供」とは、従来は情報公開請求書の提出を必要とし、請求に対する決定を行った上で請求者に行政情報を公開するという取り扱いから、「決定」という処分を行わずに、提供の申込があれば当該行政情報をお渡しする扱いに変更したものを対象としています。令和4年3月31日時点において、情報提供として取り扱うこととしている行政情報は、①保健所が保有する施設の開設許可又は届出に係る台帳情報（平成22年度から取り扱い開始）及び②工事設計書（市が発注する公共工事等の設計書で、金額、数量等が記載されたもの）（令和2年度から取り扱い開始）の2種類があります。なお、請求/決定の取り扱いから情報提供の取り扱いとする具体的な基準は設けておりませんが、非公開情報を含まず、請求件数が多い（ニーズが高い）行政情報であると判断した場合に、情報提供での対応としています。

したがって、広義の意味での情報提供は上記1から3までの情報が対象となりますが、実施状況報告書においては、行政情報の公開の在り方を見直したものという観点から、上記の①及び②に係る取り扱いを「情報提供」として記載しました。

質疑 2

情報公開及び情報提供について、資料の公開又は提供の仕方で形態は異なるか。

回答 2

- 1 情報公開での資料公開方法

紙、CD-R等で公開しております。

また、データでの公開の場合、原則、改ざんができないようPDFファイルで

提供しております。

2 情報提供での資料提供方法

原則、CD-Rでの提供ですが、紙での提供も実施しております。

また、データでの提供の場合、工事設計書については、改ざんができないようPDFファイルでの提供としております。

一方、保健所関係の情報提供については、エクセルでの提供が大部分を占めております。エクセルでの提供の方が申込者の利便性に資するためです。